

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成23年度 後期高齢者医療制度の保険料について

平成23年度の保険料は、平成22年1月～12月の所得により決定します。被保険者(加入者)の皆さんへ7月中旬に保険料額決定通知書をお届けします。(詳細については、通知書に同封のリーフレットでご確認ください)

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成23年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証(薄緑色)は、7月下旬にお届けします。有効期間は平成24年7月31日までとなります。(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくこととなります)8月1日以降に医療機関にかかる時は、新しい被保険者証(薄緑色)を窓口に掲示してください。

- 問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168) 福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111

後期高齢者医療 及び 国民健康保険被保険者の皆さんへ

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付について

後期高齢者医療保険及び国民健康保険の被保険者の方は、入院の際の自己負担限度額*や食費の一部負担金を減額する認定証が交付されます。

平成23年度の住民税非課税世帯の方が減額認定対象者となりますので、交付を希望される方は役場健康福祉課で申請の手続きをしてください。

*自己負担限度額は、同一世帯全員の平成22年中所得の額により判定されます。

●後期高齢者医療保険 被保険者の方の場合

現在認定証をお持ちの方で引き続き該当される方へは、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

●国民健康保険 被保険者の方の場合

現在認定証をお持ちの方も、再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

《申請に必要なもの》 印鑑・被保険者証



- 問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)



65歳以上の方に介護保険料の決定通知書をお届けします

介護保険料の決定通知書は、8月上旬までに郵送します。保険料率は昨年度から変更がなく、町民税や所得の状況により9段階の所得段階で計算していますが、ご本人や世帯の町民税の課税状況や所得などに変動がある場合は、昨年度の保険料と変わることがあります。

また、介護保険制度では特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。

介護保険制度は皆様が納付する保険料で成り立つ制度です。保険料納付については、納期を守って納付してください。

- 問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167) 福岡県介護保険広域連合 TEL 092-643-7055

食育ボランティア育成講座受講生を募集します

町のイベントや小中学校、保育所などの料理教室や農作業体験のお手伝いいただく「食育ボランティア」を養成する講座です。

地域の食育活動にご協力いただける方を募集します。

- 対象 町内の方で上毛町食育ボランティアの団体に所属し、活動していただける方。(性別、年齢は問いません)
- 募集人数 20名程度
- 申込期限 8月10日(水)
- 受講料 無料 ※ただし調理実習の際の食材費は実費負担となります。
- 日程 8月から2月まで5日間の日程で講座を予定しています。初回は8月末を予定しています。
- 申し込み・問い合わせ先 教務課 学務係 TEL 72-3111(内線175)

高齢基礎年金の額を増やしたい方には「付加年金」という制度があります

国民年金の第一号被保険者の方(自営業や学生の方で、サラリーマンやその被扶養配偶者の方は除かれます)で、年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」制度がおすすめです。

「付加年金」は月額400円の付加保険料を納めると、65歳から高齢基礎年金を受け取る際に納めた月数×200円が付加年金として受け取れます。

※例えば、10年間加入すると、納める保険料は48,000円(400円×120月)ですが、65歳から受け取る高齢基礎年金に年額で24,000円(200円×120月)上乘せられますので、2年間で元金がかえてくることになります。

※60歳から65歳の方などで任意加入をしている方も制度を利用できますが、免除申請などを行っている方は利用できません。

- 問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

7月24日、アナログテレビ放送終了

地デジの準備やお困りごとに関して、臨時的相談窓口を開設します。

また、必要に応じて戸別の訪問も実施しますので、お気軽にご相談ください。

- 7月4日(月)～7月6日(水) 10:00～15:00 上毛町役場 本庁 1Fロビー
- 7月7日(木)～7月9日(土) 10:00～15:00 上毛町役場 大支所 1Fロビー

- 問い合わせ先 総務省福岡県テレビ受信者支援センター(デジサポ福岡) TEL 092-303-0101 平日9:00～21:00、土日祝日9:00～18:00

上毛町青少年健全育成町民会議だより

5月12日(木)に、上毛町青少年健全育成町民会議総会が行われました。町民会議は、さまざまな立場で青少年の健全育成を推進する皆さんが集まり、青少年問題を解決するために関係者が連携した取り組みを進めるものです。総会で決定した平成23年度の事業は以下のとおりです。

<活動テーマ> 「みんなでしよう、思いやりのある町づくり」

思いやりのある子どもを、町民全員で育てようという意味が込められています。

- <事業計画> ・6月18日(土) 小学生防犯カルタ大会 標語コンクール
- ・夏休み中 標語コンクール入選作品展示
- ・10月中旬 青少年健全育成講演会
- ・11月中旬 青少年健全育成講演会

町内の駐在所から、平成23年4月30日現在の犯罪発生状況の報告がありました。

(上毛町の犯罪発生状況H23.1.1～4.30)

	垂水駐在所管内	土佐井駐在所管内	唐原駐在所管内
窃 盗	2件	0件	2件
交通事故	11件	6件	15件
その他	6件	9件	2件

△豊前警察署管内で車上ねらいが多発していますので、気を付けてください!!

また、町内の山林などで不審火が連続発生していますので、不審者・不審車両を発見した場合は110番通報をお願いします。

- 問い合わせ先 教務課 社会教育係 TEL 72-3111(内線176)

新規高等学校卒業者の求人は、ハローワークへ!

平成24年3月の新規高等学校卒業予定者を対象とする県内企業の求人状況は、厳しい状況が続いています。企業の皆様におかれましては、新たに社会に出ようとする若者の雇用の確保・拡大を今一度ご検討いただき、求人のお申し込みをお願いします。

詳細は、ハローワーク行橋(学卒担当)にお尋ねください。

- 問い合わせ先 ハローワーク行橋 TEL 0930-25-8609

九州電力からのお知らせ

■台風時の停電情報をチェック! 台風による停電時には、電話がつながりにくくなることがあります。停電情報は下記のホームページでもご確認ください。

※台風等非常災害以外の突発的な停電に際しましては、停電情報はご確認いただけません。

携帯電話版ホームページ <http://kyuden.jp>

パソコン版ホームページ <http://www.kyuden.co.jp>

■携帯メールサービス 台風による停電時には、ご登録いただいた携帯電話に停電情報をメール配信いたします。詳しくは、上記ホームページをご覧ください。

